

正保四年三春ノ九日 同大隅

内々其許様子無心元存候義に
被及注進候事わ望候殊更度々

(三)

被得勝利候由可然存候随而一両日中
東山へ可令下向候偏二其行之ため
として如此候於時宜毛頭？
是有間敷候万端自式部大輔所

(四)

巨碎可被相理候条抛

毛穎候恐々謹言

弥生十七日晴信印

浜田安房守殿